

社会福祉法人永寿会役員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人永寿会（以下「法人」という。）の役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第9条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

(報酬の支給)

第3号 この法人は、前2条各号に掲げる役員等に対し、職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、この法人を主たる勤務場所とする常勤役員を除くものとする。

2 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内において、報酬を支給することができる。

(報酬の額)

第4条 報酬は日額とし、その額は別表1に定める役員報酬日額表により支給する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、役員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成29年6月20日（評議員会承認日）から施行する。

(施行期日)

この一部を改正する規程は、平成30年6月20日（評議員会承認日）から施行する。

別表第1（第4条）

役員報酬日額表

(単位：円)

役職名	報酬支給対象時間	
	5時間未満	5時間以上
理事	5,000	10,000
監事	5,000	10,000
評議員	5,000	10,000
評議員選任・解任委員	5,000	10,000